

一宮監公表第2号

平成28年5月27日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 岡本将嗣

一宮市監査委員 柴田雄二

こども部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、こども部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

こども部の定期監査及び行政監査結果報告

1 監査対象

こども部（子育て支援課、青少年育成課、いずみ学園、朝日荘）の財務事務及び行政事務の状況並びに施設の管理状況

（監査対象の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで）

2 監査場所

監査事務局、関係各課及び各施設

3 実施年月日

平成 28 年 4 月 5 日から平成 28 年 5 月 25 日まで

4 監査方法

- （1）書類の審査
- （2）資料に基づく説明の聴取
- （3）施設の現況調査

5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに施設、備品の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、こども部長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、施設及び備品の管理についても、おおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、各課について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下各課・公所について記述する。

予算執行状況の表からは、給料・職員手当等・共済費は除外した。ただし、臨時職員に係る共済費は計上した。

組織及び事務分掌は、平成 28 年 2 月 29 日現在のものを掲載した。

なお、平成 28 年 4 月 1 日に、福祉こども部が福祉部とこども部とに分割され、監査対象課・公所は全てこども部に属した。

◎ 子育て支援課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課	児童育成グループ 1 1 名	○子育て支援に関する事務 ○児童、女性及びひとり親家庭の福祉に関する事務 (医療費助成を除く。) ○児童、ひとり親家庭等に係る福祉給付に関する事務 ○所管する福祉団体の育成に関する事務 ○所管する社会福祉法人の設立認可及び指導監督に関する事務
	副 主 監 2 名	
	主 査 2 名	
	主 任 2 名	
	主 事 4 名	
	書 記 1 名	
	手当グループ 8 名	
	副主監(再掲) 1 名	
	主 査 1 名	
	主 任 2 名	
長	主 事 4 名	
	書 記 1 名	
	こども家庭相談 グループ 9 名	
	副主監(再掲) 1 名	
	主 査 2 名	
	1 就業支援専門員 1 名	
	母子・父子自立支援員 1 名	
	女性相談員 1 名	
	こども家庭相談員 4 名	
	名	子育て支援センター グループ 3 0 名
副 主 監 2 名		
主 査 8 名		
主任保育士 2 名		
保 育 士 4 名		
常勤臨時保育士 1 4 名		
計 5 9 名		

2 予算執行状況

歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
11・1・1 民生費負担金	円 105,000	円 97,800	円 67,600	円 0	円 30,200	% 93.1	% 69.1
12・1・2 民生使用料	424,000	431,100	376,763	0	54,337	101.7	87.4
12・2・2 民生手数料	121,836,000	116,350,000	104,621,950	0	11,728,050	95.5	89.9
13・1・1 民生費 国庫負担金	5,290,252,000	4,884,667,326	4,884,667,326	0	0	92.3	100.0
13・2・2 民生費 国庫補助金	367,268,000	302,674,000	302,674,000	0	0	82.4	100.0
14・1・1 民生費 県負担金	1,058,254,000	1,044,825,832	1,044,825,832	0	0	98.7	100.0
14・2・2 民生費 県補助金	183,987,000	1,920	1,920	0	0	0.0	100.0
15・1・1 財産貸付収入	1,554,000	0	0	0	0	0.0	—
16・1・2 民生費寄附金	—	50,000	50,000	0	0	—	100.0
19・5・8 雑 入	3,279,000	20,716,260	5,353,890	0	15,362,370	631.8	25.8
計	7,026,959,000	6,369,814,238	6,342,639,281	0	27,174,957	90.6	99.6

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
3・3・1 児童福祉総務費	円 10,092,253,000	円 9,845,496,771	円 9,779,686,215	% 97.6	% 96.9

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 児童扶養手当等及び放課後児童保育事務専用の公印を、中央子育て支援センターで行っている産後ヘルプ事業の援助者に交付する援助者証に使用していた。一宮市公印規則に定める用途以外に使用することのないよう、公印の管守には万全を期されたい。

(2) 施設修繕工事に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 予定価格が130万円以下の随意契約において、見積書の提出依頼に係る決裁文書が作成されていなかった。意思決定に係る書類は省略すべきではないので、必ず決裁文書を作成して決裁権者の承認を得られたい。

イ 予定価格が130万円以下の随意契約において、契約書又は請書に一宮市公共工事請負契約約款を添付しているが、その約款に基づき提出された書類について、決裁が採られていないものがあつた。受領した提出物は内容を確認し、決裁を採られたい。

(3) 契約事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 一宮市育児支援家庭訪問事業委託契約始め5契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、1者による随意契約としていたが、契約にあたって相手方に見積書を提出させていなかった。一宮市契約規則第56条（見積書提出の省略）の規定に適合していないので、必ず見積書の提出を求めるよう改められたい。

イ 児童手当口座振替案内書作成業務委託契約始め5契約において、契約書で定めている提出物の一部が提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、内容を確認し、決裁を採られたい。

ウ 一宮市子育て短期支援事業委託契約において、契約書に契約代金の支払いの時期及び方法について定められていなかった。一宮市契約規則第5条第1項（契約書の記載事項）に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

エ 消防用設備等保守点検業務契約において、契約書に一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託等が行われることを防止するため、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

(4) こども家庭電話相談員の報償について、一宮市児童相談実施要綱第6条第

3項で、「こども家庭電話相談員には、1回の相談業務当りで別に定める報償（謝礼）を支払うものとする。」と定めているが、謝礼金額について定めたものがなかった。支払根拠が明らかとなるよう、決裁等で定めるよう改められたい。

(5) 放課後児童クラブの入所及び利用手数料減免の承諾等の通知に関する事務において、入所及び利用手数料減免の承諾に係る決裁は採られているが、その決裁文書に対象者への通知に係る伺い文や通知書見本の添付がなく、対象者への通知に関する意思決定が明確になっていなかった。必要な決裁は漏れなく明確に行うよう的確な事務処理をされたい。

(6) ファミリー・サポート・センター事業及び産後ヘルプ事業に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア ファミリー・サポート・センター援助会員証及び産後ヘルプ事業援助者証は、所定の講習を受講後、市が承認した者に対し交付されるが、会員証等の交付にあたり、会員登録講習会の実施結果に係る決裁は採られているものの、その決裁文書に会員証等の交付に係る記載や伺い文がなく、援助会員等として承認し、会員証等を交付することとした意思決定が明確になっていなかった。必要な決裁は漏れなく明確に行うよう的確な事務処理をされたい。

イ 産後ヘルプ事業において、産後ヘルプ事業実施要綱第13条第3項で、依頼者は、産後ヘルプ事業援助利用申請書を市長に提出し、承認を得なければならないと定めているが、提出された申請書について決裁が採られておらず、承認が得られたかどうか不明瞭な状態であった。提出された申請書は内容を確認のうえ、決裁を採られたい。

ウ 産後ヘルプ事業において、産後ヘルプ事業実施要綱に基づき提出された書類について、決裁が採られていなかった。受領した提出物は内容を確認し、決裁を採られたい。

◎ 青少年育成課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名	青少年育成グループ 9名	○青少年対策の推進に関する事務 ○成人式に関する事務
	副 主 監 2名	○青少年センターに関する事務
	主 査 2名	○青少年教育に関する事務
	主 任 1名	○上に掲げるもののほか、青少年の育成及び指導に
	主 事 1名	関する事務(教育委員会の所管するものを除く。)
	嘱 託 3名	
計 10名		

2 予算執行状況

歳 入

区 分 科 目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不 納 欠 損 額 (D)	収 入 未 済 額 (E)	予 算 執 行 率 $\frac{(B)}{(A)}$	収 入 率 $\frac{(C)}{(B)}$
14・2・2 民 生 費 県 補 助 金	円 5,264,000	円 0	円 0	円 0	円 0	% 0.0	% -
15・1・1 財 産 貸 付 収 入	1,000	0	0	0	0	0.0	-
19・5・8 雑 入	304,000	284,800	284,800	0	0	93.7	100.0
計	5,569,000	284,800	284,800	0	0	5.1	100.0

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予 算 執 行 率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
3・3・9 青 少 年 育 成 費	円 25,907,000	円 22,402,548	円 22,133,224	% 86.5	% 85.4

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

- (1) 新成人のつどい運営交付金に関する事務において、交付対象団体（各中学校区の新成人のつどい実行委員会）のうち、1団体で事業実績報告書に添付すべき書類の一部が添付されていなかった。必要な書類は漏れなく提出するよう相手方を指導するとともに、内容を確認し、決裁を採られたい。
- (2) 備品管理について、10点抽出して現物確認をしたところ、備品ラベルが貼付されていないものが2点あった。速やかに備品ラベルを貼付するとともに、備品管理に万全を期されたい。

◎ いずみ学園

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
園 長 1 名	いずみ学園グループ 16名	○児童発達支援（児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）に係る事業
	副 主 監 1名	○保育所等訪問支援（児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）に係る事業
	主 査 1名	
	主 任 2名	○障害児相談支援（児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。）に係る事業
	保 育 士 6名	
	常勤臨時保育士 5名	
	嘱託保育士 1名	
計 17名		

2 予算執行状況

歳 入

区 分 科 目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・1・2 民生使用料	円 2,042,000	円 1,753,697	円 1,679,686	円 0	円 74,011	% 85.9	% 95.8
13・2・2 民生費 国庫補助金	2,048,000	0	0	0	0	0.0	—
14・2・2 民生費 県補助金	1,024,000	0	0	0	0	0.0	—
19・5・6 児童発達支援 センター(いず み学園)収入	77,744,000	59,420,188	59,414,348	0	5,840	76.4	100.0
計	82,858,000	61,173,885	61,094,034	0	79,851	73.8	99.9

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
3・3・6 児童発達支援 センター(いずみ 学 園) 費	円 62,061,000	円 53,078,758	円 49,784,607	% 85.5	% 80.2

当施設の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 契約事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 車両運行管理請負契約始め3契約において、随意契約理由(適用条項)や1者による随意契約とする理由が、見積書の提出依頼に係る決裁文書や契約締結に係る決裁文書に記載されていないものがあつた。必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

イ 車両運行管理請負契約において、契約書で定めている提出物の一部が提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、内容を確認し、決裁を採られたい。

ウ 空調機器等の保守点検に関する委託契約始め4契約において、契約書に権利及び義務の譲渡等の禁止について定められておらず、汚水処理施設の保守点検に関する委託契約において、契約代金の支払いの時期及び方法について定められていなかった。一宮市契約規則第5条第1項(契約書の記載事項)に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。また、空調機器等の保守点検に関する委託契約始め4契約において、一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託等が行われることを防止するため、必要事項を漏れなく記載されたい。

(2) 食物アレルギー対応において、「食事日誌(食物アレルギー用)」、「食物アレルギー児食事記録票(調理室用)」、「食事記録票(保育士用)」により管理を行っているが、「食事記録票(保育士用)」で記録が漏れている日があつた。

アレルギー原因食物の誤食・誤飲の防止のため、必要な記録は漏れなく記載するとともに、チェック体制を強化されたい。

◎ 朝日荘

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
荘 長 1 名	朝日荘グループ	○母子生活支援施設(児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設をいう。)に係る事業
	6名	
	主 査 2名	
	保 育 士 3名	
	補 助 員 1名	
計 7名		

2 予算執行状況

歳 入

区 分 科 目	予算現額	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	予 算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
19・5・5 母子生活支援 施設(朝日荘) 収 入	円 42,614,000	円 40,421,345	円 40,421,345	円 0	円 0	% 94.9	% 100.0

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予 算 執 行 率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
3・3・5 母子生活支援 施設(朝日荘)費	円 11,202,000	円 7,983,574	円 7,315,062	% 71.3	% 65.3

当施設の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 契約事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 宿直管理業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約がなされているが、契約課への報告を怠ったため、一宮市契約規則第54条の3で定められている契約締結の事前事後に行うべき公表がされていなかった。地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約をする際には、契約課へ報告し、契約締結の事前事後に必要な事項を公表されたい。

イ 遊具保守点検業務委託契約始め5契約において、随意契約理由（適用条項）や1者による随意契約とする理由が、見積書の提出依頼に係る決裁文書に記載されていなかった。必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。